

海岸漂着物地域対策推進事業計画書(全体計画書)

(事業計画書作成担当者)

都道府県の名称	島根県		
所在地	島根県松江市殿町1番地		
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
	森山秀之	環境生活部 廃棄物対策課 主任	
	TEL	FAX	メールアドレス
	0852-22-5261	0852-22-6738	moriyama-hideyuk@pref.shimane.lg.jp

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

海岸漂着物地域対策推進事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域計画の策定・改定に係る事業	-	0	0	0
海岸漂着物等の回収・処理に係る事業	-	299,000	497,000	796,000
海岸漂着物等の発生抑制策に係る事業	-	1,000	3,000	4,000
合計	-	300,000	500,000	800,000

海岸漂着物地域対策推進事業計画書(全体計画書)

(事業計画の概要)

計画の名称	①海岸漂着物回収・処理事業 ②発生抑制普及啓発事業																		
計画の期間	平成25年度～平成26年度	事業実施主体	島根県、県内沿岸市町村																
各自治体における地域計画への位置づけ、その名称等																			
平成24年度末に策定した「島根県海岸漂着物対策推進地域計画(平成25年3月)」において各機関の役割を設定したので、その役割により海岸漂着物回収・処理事業を実施する。																			
計画の概要																			
①全般的事項 ・本県の海岸総延長は1027kmと非常に長く、全海岸を回収・処理することは不可能であるため、限られた財源を有効活用するために事業実施前に、県・市町村・海岸管理者による地区ブロック会議を開催し箇所を選定し実施する。 ・県内の漂着ごみの半数は国内から発生という状況を踏まえ、県西部の「清流日本一 高津川」にて、流域小学生への啓発活動を行う。 - また、対岸諸国から漂着するごみについては、韓国から来日する中・高生を対象に、県内海岸の漂着ごみの実態を現場での回収を通じて確認してもらう。 ②成果目標 ・回収・処理事業については、漂着量の傾向を把握するために、前年度実施箇所の少なくとも2箇所をモニタリングとして当該年度の箇所に選定する。 ・発生抑制対策事業については、本事業終了後も継続して実施できるような体制を構築する。 ③基金事業計画 市町村を含めた資金の配分計画・・・県：市町村＝8：2(予定) ④実施体制 (別紙参照)																			
計画の成果目標																			
(成果目標)	<table><tr><th>項目</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr><tr><td>①漂着物量のモニタリング</td><td>-</td><td>2箇所以上</td><td>4箇所以上</td></tr><tr><td>②発生抑制啓発授業の実施</td><td>-</td><td>2回以上</td><td>2回以上</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 備考：			項目	H24	H25	H26	①漂着物量のモニタリング	-	2箇所以上	4箇所以上	②発生抑制啓発授業の実施	-	2回以上	2回以上				
項目	H24	H25	H26																
①漂着物量のモニタリング	-	2箇所以上	4箇所以上																
②発生抑制啓発授業の実施	-	2回以上	2回以上																

海岸漂着物地域対策推進事業計画書(全体計画書) 事業一覧表

[illegible]